

日本化薬と患者団体との関係の透明性に関する指針

日本化薬株式会社
2013年4月1日 策定
2022年4月1日 改訂

1. はじめに

日本化薬株式会社（以下、当社といいます）は、患者団体との協働の中で資金提供等を行なうことがあります。患者団体との関係は、倫理的なものでなければならず、またその独立性を尊重したものでなければなりません。このような観点から、患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることが重要であると考えています。そのため、当社の行動基準として“日本化薬と患者団体との関係の透明性に関する指針”を策定しました。

2. 日本化薬の姿勢

日本化薬が行う患者団体とのあらゆる活動は、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「患者団体との協働に関するガイドライン」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従っています。

日本化薬は、患者団体の独立性を尊重し透明性を確保するため、資金提供などの情報を以下の方法で公開します。

3. 情報公開の方法と時期

（1）公開方法

当社ホームページに前年度分の資金提供について公開します。

（2）公開時期

各年度（4月1日～3月31日）の資金提供を、決算発表毎に速やかに公開します。

4. 情報公開の対象と内容

以下の（1）～（4）を対象とします。

（1）直接的資金提供

（対象）寄附金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

（内容）直接的資金提供を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載します。

（2）間接的資金提供

(対象) 患者団体支援を目的とした当社主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(内容) 間接的資金提供を行った患者団体名及び間接的資金提供総額を記載します。

(3) 当社からの依頼事項への謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 当社から依頼を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載します。

(4) その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 提供した患者団体名を記載します。

5. 用語の定義について

本指針で定める用語の定義は、以下の通りとします。

・患者団体とは、患者様・ご家族、その支援者が主体となって構成され、患者様の声を代表し、患者様・ご家族を支え合うとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体とします。

以上